

平成20年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等について

平成21年10月2日発表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、県内市町村等が算定した平成20年度決算に係る「健全化判断比率（4指標）」及び「資金不足比率」の状況（暫定値）は、以下のとおりです。

- 健全化判断比率の各指標において、早期健全化基準以上に該当する市町村はありません。
- 資金不足比率において、経営健全化基準以上に該当する公営企業会計は1会計で、徳島市の徳島市立食肉センター事業特別会計です。
なお、上記会計については、平成21年度中に議会の議決を経て「経営健全化計画」を定めなければなりません。

1 健全化判断比率（4指標）の状況【全24市町村】

(1) 実質赤字比率

小松島市が実質赤字団体となっていますが、早期健全化基準を下回っています。

実質赤字のある市町村	早期健全化基準	財政再生基準
小松島市 6.78% (赤字額 583,379千円)	11.25~15% (小松島市 13.61%)	20%

(2) 連結実質赤字比率

全ての市町村において、連結実質赤字額はありません。

(3) 実質公債費比率

全ての市町村において、早期健全化基準を下回っています。
なお、地方債の発行が許可となる18%以上に該当するのは、5市町村です。
(18%以上の市町村：小松島市、佐那河内村、那賀町、海陽町、東みよし町)

本県市町村の状況	早期健全化基準	財政再生基準
・最高 佐那河内村 23.2% ・最低 松茂町 5.8% ・県内平均 12.8% (加重平均)	25%	35%

(4) 将来負担比率

全ての市町村において、早期健全化基準を下回っています。

本県市町村の状況	早期健全化基準
・最高 小松島市 182.5% ・最低 阿南市ほか6町村 0.0% ・県内平均 82.0% (加重平均)	350%

2 資金不足比率の状況【24市町村と一部事務組合の全96会計】

資金不足比率のある公営企業会計は2会計あり、うち徳島市の徳島市立食肉センター事業特別会計が、経営健全化基準以上に該当しています。

団体・特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
徳島市 徳島市立食肉センター事業特別会計	458.0%	20%
徳島市 徳島市病院事業会計	1.1%	

平成20年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等について

平成21年10月2日発表

(単位：%)

健全化判断比率 市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
徳島市	－ (－)	－ (－)	8.7 (13.3)	124.6 (115.3)
鳴門市	－ (－)	－ (－)	13.9 (13.1)	162.7 (169.8)
小松島市	6.78 (6.78)	－ (－)	20.7 (19.9)	182.5 (188.0)
阿南市	－ (－)	－ (－)	12.3 (12.3)	－ (－)
吉野川市	－ (－)	－ (－)	15.0 (14.6)	119.1 (127.6)
阿波市	－ (－)	－ (－)	11.7 (12.3)	73.7 (89.0)
美馬市	－ (－)	－ (－)	16.8 (17.2)	125.6 (145.1)
三好市	－ (－)	－ (－)	17.4 (17.1)	120.3 (145.8)
勝浦町	－ (－)	－ (－)	17.8 (20.9)	38.0 (45.2)
上勝町	－ (－)	－ (－)	9.7 (10.0)	－ (－)
佐那河内村	－ (－)	－ (－)	23.2 (22.2)	－ (－)
石井町	－ (－)	－ (－)	11.1 (13.1)	－ (2.1)
神山町	－ (－)	－ (－)	10.6 (11.0)	－ (－)
那賀町	－ (－)	－ (－)	20.2 (21.3)	46.4 (80.2)
牟岐町	－ (－)	－ (－)	7.5 (6.8)	68.2 (83.2)
美波町	－ (－)	－ (－)	12.2 (13.3)	42.9 (43.5)
海陽町	－ (－)	－ (－)	18.5 (19.0)	56.2 (82.6)
松茂町	－ (－)	－ (－)	5.8 (6.6)	－ (－)
北島町	－ (－)	－ (－)	6.9 (7.0)	－ (－)
藍住町	－ (－)	－ (－)	9.9 (10.4)	20.2 (36.4)
板野町	－ (－)	－ (－)	12.6 (12.8)	54.3 (68.4)
上板町	－ (－)	－ (－)	12.8 (12.8)	90.7 (110.4)
つるぎ町	－ (－)	－ (－)	14.9 (15.8)	78.9 (101.5)
東みよし町	－ (－)	－ (－)	19.2 (19.9)	117.6 (124.1)
市平均	／	／	14.6 (15.0)	113.6 (122.6)
町村平均	／	／	13.3 (13.9)	38.3 (48.6)
市町村平均 (単純)	／	／	13.7 (14.3)	63.4 (73.3)
市町村平均 (加重)	／	／	12.8 (14.1)	82.0 (88.4)

備考

- 1 各指標において、比率がない場合は「－」と記入している。
- 2 各指標の () 内の数値は、昨年度の比率である。
- 3 市平均、町村平均は、単純平均を用いている。

(参考)「健全化判断比率等」について

1 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源（地方税、地方譲与税、普通交付税等）の標準規模

2 連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

(3カ年平均)

※準元利償還金とは、

- ・一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたもの
- ・一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたもの
- ・債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- ・一時借入金の利子 等の合計額

4 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

※将来負担額とは、

- ・一般会計等の地方債現在高
- ・債務負担行為に基づく支出予定額
- ・公営事業（企業）会計に係る地方債の償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額
- ・退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 等の合計額

5 資金不足比率・・・公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$